

# 「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き」 の概要

環境省では、平成18年4月に「水質汚濁防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き」を策定し、都道府県や水質汚濁防止法の政令市に周知をし、地方自治体における効果的な立入検査の実施を促進している。

## 1. 概要

### (1) 立入検査の目的

- ・規制基準を遵守させるため、規制基準の遵守のための規定が適正に運用されているかを確認し、必要な措置を講じる。
- ・採水調査による基準遵守の確認にとどまらず、届出との照合や自主管理状況の確認等も適切に行うことにより、違反の未然防止を図る。

#### 規制基準

排水基準 総量規制基準 地下浸透基準
--------------------------

#### 規制基準の遵守のための規定

基準遵守義務 改善命令等 報告・検査 特定地下浸透水の浸透の制限	届出/計画変更命令 汚染状態等の測定 罰則
---	-----------------------------

### (2) 効率的・重点的な立入検査の実施

- ・自治体における人員等に制約がある中、限られた時間で立入検査の目的を達成するためには、重点的かつ効率的な立入検査の実施が必要である。このため、以下に示す事項が重要となる。

#### 【 計画的な検査の実施 】

- ・立入検査計画に基づき効率的に立入検査を実施する。
- ・立入検査計画の作成にあたっては、過去の立入検査結果等を活用し個別事業場の状況を整理した上で、必要な立入検査数等を定める。なお、有害物質を扱う事業場については、適切な監視件数を確保する。

#### 【 十分な事前準備 】

- ・重点的に検査すべき事項等を事前に特定しておく。
- ・効率的に検査を実施するため、事前に届出書等から必要な事項を整理しておく。

#### 【 立入検査の心得と効率的な検査の実施 】

- ・水質汚濁の未然防止と地域環境の保全を図る立場であることを自覚し都道府県・市を代表して調査をするという意識を持つ。
- ・緊張感を持ち、時間を可能な限り有効に活用し、検査事項を効率よく検査する。
- ・現場で判明した事態に、臨機応変に対応できるようにする。

#### 【 立入検査後の対応 】

- ・必要な行政措置を適正に講じる。
- ・違反原因等を究明する際には、単に事業者に対して原因の追及を指示するのみではなく、行政側においても、排水の自主測定結果や汚濁負荷量の測定結果、処理施設の運転方法や製造部門の操業状態等に関するデータの提出を求めること等により、問題が生じた原因を追及することが肝要である。
- ・立入検査の結果は設置届等の審査の際にも重要なデータとなるが、特に、排水基準違反を繰り返したり、排水処理施設に余力のないような事業場が行った設置届等の審査の際には、当該事業場に関する立入検査結果の状況の確認が必要となる。

#### 【 その他の事項 】

- ・上記に加え、事業場における社内のチェック体制等についても適宜確認することにより、立入検査の効果を高めることも有効である。

なお、本手引きには、「立入検査の指導事例集」など個別具体的な取組も盛り込んである。

#### 2. 周知について

- ・作成を通知 都道府県及び水質汚濁防止法政令市
- ・手引きの配布等 都道府県、水濁法政令市に環境省HPよりダウンロードが可能なことを連絡するとともに、都道府県には印刷物を配布
- ・その他 平成 18 年 4 月 20 日付けで報道発表

#### 3. 活用状況等について

- ・平成 19 年 2 月に都道府県、水質汚濁防止法政令市に対して活用状況に関するアンケートを実施
- ・本手引きを踏まえ、平成 18 年度において、新規マニュアルの策定や既存マニュアルの見直しを行った自治体は 61 件（147 件中）。
- ・具体的な対応内容は下記のとおりである。

対応の内容	回答数
1. チェックポイントの見直し	39
2. 採水・分析項目の見直し	20
3. 立入先の前倒し	3
4. 立入回数の増加	20
5. 立入人数の増加	2
6. その他	11

- ・一方、平成 18 年度において、新規マニュアルの策定や既存のマニュアルの見直しを行う等の対応しなかった理由としては、下記のような点が挙げられていた。

既存のマニュアルで十分対応可能であったため

19 年度以降に見直す予定であったため

比較的最近年においてマニュアルを見直しているため

県のマニュアルと整合を図るため

# 水質汚濁防止法に基づく 立入検査マニュアル策定の手引き

平成18年4月

環境省水・大気環境局

水環境課

閉鎖性海域対策室

地下水・地盤環境室

# 目 次

はじめに	1
立入検査の目的	1
立入検査の実施にあたっての基本的な考え方	3
1 立入検査計画の作成	3
2 立入検査の事前準備	3
3 立入検査の実施	4
4 立入検査後の対応	6
立入検査の具体的な方法	7
1 立入検査計画の作成	7
2 立入検査の事前準備	8
(1) 事業場概要の確認	8
(2) 届出状況の確認	8
(3) 用排水系統の確認	8
(4) 検査対象物質・項目の確認	8
(5) 過去の調査結果と指導状況の確認	9
3 立入検査の実施	10
(1) 立入検査当日の留意事項	10
(2) 関係書類の確認	10
(3) 特定施設等の検査	11
(4) 排水処理施設の検査	12
(5) 排水口、排水経路の検査	14
4 立入検査後の対応	16
(1) 帰庁後の対応	16
(2) 検査結果の記録・保存	16
(3) 行政措置の実施等について	17
おわりに	18
参考資料 - 1 水質汚濁防止の徹底について	19
参考資料 - 2 参考資料 - 1 の通知後における自治体独自の対応例	21

別添資料 立入検査の指導事例集